



事項

- 一 社員職工數に解雇理由を明示する事
- 一 解雇金は、労働ニクを以て金七拾圓以上の手當として支給する事
- 一 解雇は文取消償金を解雇職工に分配する事
- 一 右請求を實施せしむるおめ左の事項を斷行する事
- 一 各分の間入金券額を實行する事
- 一 其辨組合を脱退し掛金の拂戻しを請求する事
- 一 十五銀行の職工預金を五日以内に必ず引出す事

實行方法

切 上

六月二十五日午後七時
 川崎公園 船渠 前

川崎造船所職工大會

主催 川崎造船所 職工團

注意 本券持合せざる者は入場を禁す

券場入料無

年七月十日

財團協調會大阪支所長 藤澤 穆

事添田敏一 謹啟

川崎造船所解雇之件
 造船所ニ於ケル今回ノ解雇ハ六月二十九日ヲ以テ終了
 スル旨數等別紙ノ如シ。

是ヲ以テ結了セシ由ニシテ右職工ハ全部造船所造船部
 ナリ。造船部其他ハ機械其他小口洋文ニ依リテ職工ヲ就
 業セシムルコトヲ得ベキニヨリ解雇ノ事ナク兵庫會社工場モ同様
 ナリ。

因ニ六月二十七日附支所發同報告書第十第二回ノ解雇ニ關スル事
 ハ兵庫縣村高ヨリ得タル材料ナルガ故ニ二百名ハ社員百九名ノ成